

中間市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる中間市を目指し、中間市パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時に届けられた性と異なる者である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、2人が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。
- (3) 申告 市長に対し、中間市（以下「本市」という。）の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行）第4条に定める構成自治体（以下「構成自治体」という。）において第6条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証に類する書類（以下「構成自治体交付受領証」という。）の交付を受けた2人が、パートナーシップにあることを申告することをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣誓又は申告をしようとする者の双方がともに民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓又は申告をしようとする者のいずれか一方又は双方が、本市の区域内に住所を有しているか又は本市の区域内への転入を予定していること。
- (3) 宣誓又は申告をしようとする者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓又は申告に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓又は申告をしようとする者の双方が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下この号において同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市長が指定する職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 独身証明書その他これに類する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出したものが本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 自動車運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が相当と認める書類
(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓制度に係る継続申告書（別記第2号様式。以下「申告書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを所管の窓口において直接市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 構成自治体交付受領証
- (2) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申告をしようとする者は、申告書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 自動車運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が相当と認める書類
(宣誓書又は申告書の記載における配慮)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、その一方又は双方と生計を同一とする子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、当該子との関係性を確認できる書類を提出したときは、宣誓書又は申告書において、当該子の氏名を記載することができる。
(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 市長は、宣誓又は申告をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、中間市パートナーシップ宣誓書受領証（別記第3号様式。以下「受領証」という。）を宣誓又は申告をした者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する要件に該当する者のうち、本市の区域内への転入を予定しているものには、転入予定者受付票（別記第4号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

(市内への転入の届出)

第8条 前条ただし書の規定により受付票の交付を受けた者は、第4条第1項又は第5条第

1 項の書類を提出した日から原則として3か月以内に、転入届（別記第5号様式）に本市の区域内への転入を証する住民票の写し及び受付票を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により転入届の提出があったときに、受領証を交付するものとする。
（受領証の再交付）

第9条 受領証の交付を受けた者が、受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付する。この場合において、受領証の再交付を受けた者は、再交付前の受領証を返還しなければならない。

- 2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申請については、第4条第2項の規定を準用する。
（宣誓事項又は申告事項の変更の届出）

第10条 受領証の交付を受けた者は、住所、氏名、子氏名その他宣誓又は申告をした事項に変更があった場合（次条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（別記第7号様式）に変更内容が確認できる書類及び受領証を添付して、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出については、第4条第2項の規定を準用する。

- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

（受領証の返還）

第11条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記第8号様式）により、市長に受領証を返還しなければならない。

- （1） パートナーシップが解消されたとき。
- （2） 一方が死亡したとき。
- （3） 双方が市内に住所を有しなくなったとき。ただし、一時的な場合、第15条第1項の規定により受領証を継続して利用する場合及び構成自治体に転出し、当該構成自治体にパートナーシップ宣誓制度の継続利用を申し出た場合を除く。
- （4） 次条の規定により、宣誓又は申告が無効となったとき。
- （5） 紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。
- （6） 第13条の規定により市長から受領証の返還の請求があったとき。

（無効となる宣誓又は申告）

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓又は申告は、無効とする。

- （1） 宣誓書又は申告書の内容に虚偽があったとき。
- （2） 第3条に規定する宣誓又は申告の要件を満たさなくなったとき。
- （3） 第8条第1項に規定する書類を提出しないとき。

（受領証の不正利用等）

第13条 市長は、受領証の交付を受けた者が受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、受領証の返還を求めることができる。

(事前調整)

第 14 条 宣誓又は申告をしようとする者は、あらかじめ宣誓又は申告をする日時、場所その他必要な事項について市長と調整するものとする。

(自治体間での相互利用)

第 15 条 受領証の交付を受けた者は、本市とパートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結している地方自治体（以下「協定締結自治体」という。）に転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届（別記第 9 号様式）を市長に提出したときは、継続して受領証を利用することができる。

2 受領証類似書類（協定締結自治体が実施する中間市パートナーシップ宣誓制度と同様の制度の定めるところにより交付する受領証に類する書類をいう。以下この項及び第 4 項において同じ。）の交付を受けた者は、本市の区域内に転入したときは、当該受領証類似書類について、継続して利用することができる。

3 第 1 項の規定により継続して受領証を利用している者は、第 11 条第 1 号、第 2 号、第 4 号若しくは第 5 号に該当した場合又は協定締結自治体以外にの地方自治体に転出したときは、当該受領証を本市に返還するものとする。

4 第 2 項の規定により継続して利用している受領証類似書類の紛失、毀損等又は宣誓内容の変更の取扱いについては、第 9 条又は第 10 条の規定を準用する。

(個人に関する情報の適切な取扱い)

第 16 条 この要綱に基づき収集した個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令に基づいて、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。